

ID: 787

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>都市公園法 第33条第4項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和31年法律第79号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  準用する法第26条第2項の規定による。                  (公園保全立体区域における行為の制限)                  第26条                  2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>